

受命裁判官認印



受命裁判官認印



第 4 回 弁 論 準 備 手 続 調 書 (和 解)

事 件 の 表 示 平成 3 1 年 (ワ) 第 1 1 号
 期 日 令和 3 年 1 月 6 日 午 前 1 0 時 0 0 分
 場 所 等 仙 台 地 方 裁 判 所 第 2 民 事 部 準 備 手 続 室

(ウ ェ ブ 会 議 の 方 法 に よ る)

受 命 裁 判 官 中 島 基 至
 受 命 裁 判 官 太 田 こ も も
 裁 判 所 書 記 官 菅 原 友 紀
 出 頭 し た 当 事 者 等 原 告 代 理 人 佐 藤 靖 祥

原 告 代 理 人 草 苺 翔 平

原 告 代 理 人 畠 山 裕 太

被 告 ら 代 理 人 [Redacted]

被 告 宮 城 県 指 定 代 理 人 [Redacted]

被 告 宮 城 県 指 定 代 理 人 [Redacted]

被 告 大 崎 市 指 定 代 理 人 [Redacted]

被 告 大 崎 市 指 定 代 理 人 [Redacted]

被 告 大 崎 市 指 定 代 理 人 [Redacted]

(上 記 6 名 に つ き , 仙 台 市 内 の [Redacted])

[Redacted]

指 定 期 日

当 事 者 の 陳 述 等

当 事 者 間 に 別 紙 の と お り 和 解 成 立

裁 判 所 書 記 官 菅 原 友 紀



(別紙)

第1 当事者の表示

宮城県大崎市

原告

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

同

同

同

同

同

佐藤 靖 祥

草 苺 翔 平

太 田 伸 二

畠 山 裕 太

長 沼 拓

佐 藤 由紀子

及 川 智 志

菅 陽 一

吉 野 晶

仙台市青葉区本町3丁目8番1号

被告

同代表者知事

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

同指定代理人

同

同

宮 城 県

村 井 嘉 浩

宮城県大崎市古川七日町1番1号

被告

同代表者市長

大 崎 市

伊 藤 康 志

同訴訟代理人弁護士

同

同

同

同指定代理人

同

同

同

同

同

同

第2 請求の表示

請求の趣旨及び原因は訴状及び第1準備書面（平成31年4月8日付け）のとおりであるから、これらを引用する。

第3 和解条項

- 1 被告らは、原告に対し、本件解決金として、連帯して、8万7597円の支払義務があることを認める。
- 2 被告らは、原告に対し、連帯して、前項の金員を、令和3年1月末日限り、株式会社 [redacted] 銀行 [redacted] 支店の「佐藤靖祥 ^{さとうよしひろ} 預り口 ^{あずかりぐち}」名義の普通預金口座（口座番号 [redacted]）に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告らの負担とする。
- 3 被告らは、本件に限らず、宮城県地方税滞納整理機構における預貯金債権の差押えに当たっては、今後、差押禁止債権が預貯金口座に振り込まれ、当該預貯金債権の差押えが当該差押禁止債権の差押えと同視され得るような場合においては、特段の事情がない限り、その同視され得る部分について当該差押えを行わないものとする。

- 4 被告らは、宮城県地方税滞納整理機構における滞納税金の徴収においては、地方税法その他の法令及びこれらに関する通達を尊重し、滞納処分をすることによって税滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるときは、個別・具体的な実情を十分に把握した上で、その執行を停止するなど、適切な納税緩和制度を行うものとする。
- 5 原告は、被告らに対するその余の請求を放棄する。
- 6 原告及び被告らは、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- 7 訴訟費用は各自の負担とする。

以上

これは正本である。

令和3年1月6日

仙台地方裁判所第2民事部

裁判所書記官

菅原友紀

